元久々利景観形成重点地区景観まちづくり計画書に基づく

届出の手引き

可 児 市

可児市は、『心地良い暮らしと歴史・文化が感じられるまち 元久々利』をテーマに「元久々利景観形成重点地区景観まちづくり計画」(以下「元久々利計画」といいます。)を策定し、平成 24 年 7 月 1 日に元久々利地区を市内初の景観形成重点地区に指定しました。これに伴い、建物の新築や増改築、かき・さくの新設などをするときは、届出が必要になります。

また、一定規模以上の行為については、可児市景観計画および可児市景観条例に基づき、市に届け出てください。

1 届出の対象となる行為と景観形成基準

以下の届出対象行為に該当する行為については、元久々利まちづくり委員会(以下「まちづくり委員会」と言います。)に事前通知をしていただき、その後、市に届け出てください。詳細は 右ページの【2 行為の届出】フローチャートをご覧ください。

建築物の建築等

【対象行為】

- ●建築物の新築 ●外観の過半を変更する建築物の増築、改築若しくは移転
 - ※高さが 10 メートルを超える建築物の新築又は事業区域の面積が 1,000 平方メートル以上の建築物の新築は特定届出対象行為であり、元久々利計画に適合しない場合は変更命令の対象となります。

【景観形成基準】

建築様式

住宅は和風様式を基調とし、屋根は勾配屋根としてください。住宅以外についても、位置や 形態等に配慮して住宅との調和を図ってください。

高さ

住宅は 10m 以下、神社仏閣を除き住宅以外の建築物は 12m 以下としてください。

色彩

住宅の外壁は、無彩色(白、灰、黒系)又は茶色(ベージュ、黄土、こげ茶)を基調とした落ち着いた色調とし、住宅以外の外壁は住宅との調和を図ってください。住宅の屋根は無彩色を基調とした色調とし、住宅以外の屋根は住宅との調和を図ってください。

色相	明度	彩度
赤、黄赤、黄	2 以上	7以下
無彩色	2 以上	_

※アクセント的に色彩を使用する場合は、各壁面 面積の 10%までは対象外とします。

かき・さく等の工作物の建設等

【対象行為】

●工作物の新設●外観の過半を変更する工作物の増築、改築若しくは移転

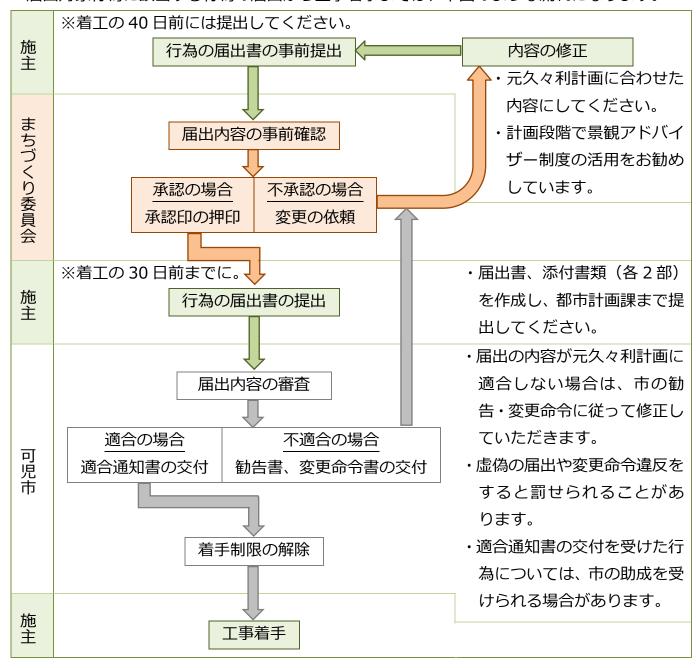
【景観形成基準】

道路に面する位置にかき・さく等を設置する場合は、土塀 (土塀風なものを含む)、板塀又は生垣を設置し (集落区域は設置に努める)、現存する土塀は保全してください。

※詳細な景観形成基準については、元久々利計画書をご覧ください。

2 行為の届出

届出対象行為に該当する行為の届出から工事着手までは、下図のような流れになります。



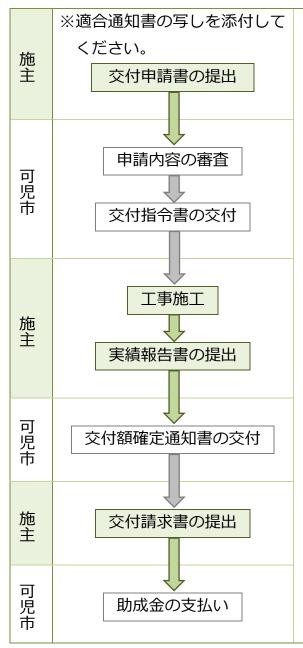
3 届出に必要なもの

届出書・添付図書(各 2 部)を作成し、まちづくり委員会の事前確認を終えた後に可児市都 市計画課まで提出してください。

行為の種類	添付図書		
11/何り/主大!	種類	縮尺	内容
建築物の位置	位罢网	1/2,500 以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の
	TVI트IQ		周辺の状況を表示する図面
建築等 又は	現況写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
工作物の	配置図 1/500 以上	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を	
建設等	1/30		表示する図面
~_h, , ,	立面図	1/100 以上	彩色が施された各面の立面図

4 助成金の申請手続き

住宅やかき・さくなどの新築(設)、増改築などを行うときは、可児市景観形成助成金交付要綱による助成金の交付対象となる場合があります。なお、助成金の手続きを行う前に、あらかじめ行為の届出を行い、適合通知書の交付を受けている必要があります。



次の行為について届出を行った場合は、助成金の交付対象となります。

助成対象経費	助成金の額
建築物の建築等に係る	助成対象経費の2分の
整備費及び門、塀等の	1以内の額。ただし、
工作物の建設等に係る	50 万円を限度とする。
整備費	

【参考】

自治会等が行う次の活動についても助成金の交付対象となります。

助成対象経費	助成金の額
自治会等が実施する景	助成対象経費の全額。
観形成のための団体活	ただし、1年につき
動事業費	100 万円を限度とす
	る。

可児市役所 建設部 都市計画課 住所 〒509-0292 可児市広見一丁目 1 番地 電話 0574-62-1111 FAX 0574-62-1542 URL http://www.city.kani.lg.jp/